

平成十九年政令第三百十八号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令

内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項、第四十八条、第五十条第二号、第五十四条第四項及び第八項、第五十七条第一項、第六十七条第一項第二号、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項、第七十八条第八項及び第七十一項、第八十二条第二項、第八十四条第二項、第九十二条第一項及び第二項、第九十四条第二項、第九十七条、第一百条、第一百四十四条、第一百三十条、第三十三条第二項、第六十六条第三項並びに附則第十四条第一項、同法第一百条において読み替えて準用する介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第三百四十四条第一項第一号及び第二項から第六項まで、第三百三十五条第一項から第三項まで及び第六項、第三百三十八条第二項（同法第四百十条第三項において準用する場合を含む）、第四百十条第三項、第四百四十一条第二項並びに第四百四十一条の二、高齢者の医療の確保に関する法律第三百十条において準用する国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二百二条並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十三条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十八年政令第二百九十四号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章	手数料（第一条・第一条の二）
第二章	特定健康診査（第一条の三）
第三章	後期高齢者医療制度
第一節	総則（第二条）
第二節	被保険者（第三条―第五条の二）
第三節	後期高齢者医療給付（第六条―第十七条）
第四節	保険料（第十八条―第三十三条）
第五節	審査請求（第三十四条・第三十五条）
第六節	雑則（第三十六条）
第四章	雑則（第三十七条）
附則	
第一章	手数料
（手数料の額等）	

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第十七条の二第一項の規定による

り匿名医療保険等関連情報利用者（法第十六条の三に規定する匿名医療保険等関連情報利用者をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）が納付すべき手数料の額は、匿名医療保険等関連情報（法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報を用いる。次条第三項において同じ。）の提供に要する時間一時間までごとに九千円とする。

2 前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼って納付しなければならない。ただし、法第十七条の二第一項の規定により支払基金等（法第十七条に規定する支払基金等をいう。次条第三項において同じ。）に対し手数料を納付する場合は、この限りでない。

（手数料の免除）

第一条の二 法第十七条の二第二項の政令で定める者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第十六条の二第一項第一号に掲げる者

二 法第十六条の二第二項第二号又は第三号に掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三号に定める業務（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて行うものに限る。）を行う者

三 法第十六条の二第二項第二号又は第三号に掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項第一号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この号において同じ。）を受けた者又は前号に掲げる者から同号に規定する業務の委託を受けた者

四 前三号に掲げる者のみにより構成されている団体

2 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利用者（前項各号に掲げる者のいずれかである場合は、法第十七条の二第一項の手数料を免除する。）

3 前項の規定による手数料の免除を受けようとする匿名医療保険等関連情報利用者は、当該免

除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚生労働大臣（法第十七条の規定により厚生労働大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第十六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあつては、支払基金等）に提出しなければならない。

第二章 特定健康診査

（法第十八条第一項に規定する政令で定める生活習慣病）

第一条の三 法第十八条第一項に規定する政令で定める生活習慣病は、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の生活習慣病であつて、内臓脂肪（腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。）の蓄積に起因するものとする。

第三章 後期高齢者医療制度

第一節 総則

（法第四十八条に規定する政令で定める事務）

第二条 法第四十八条に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一 法第五十条第二号の規定による認定に関する申請の受付

二 法第五十四条第一項の規定による届出の受付

三 法第五十四条第三項の規定による被保険者証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の引渡し並びに同条第八項の規定により交付される被保険者証の引渡し

四 法第五十四条第六項及び第九項の規定による被保険者証の返還の受付

五 法第五十四条第七項の規定により交付される被保険者資格証明書の引渡し

六 法第五十四条第十一項の規定により厚生労働省令で定める事項に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

七 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付を行うための手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

八 法第一百一条の規定による保険料の減免又はその徴収の猶予に係る手続その他保険料の賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者の便益の増進に寄与するものとして厚生労働省令で定めるもの

九 後期高齢者医療制度に関する広報（法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合

（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）の区域の全部を対象とするものを除く。）及び当該市町村に申出があつた後期高齢者医療制度に関する相談に応じる事務

第二節 被保険者

（法第五十条第二号に規定する政令で定める程度の障害の状態）

第三条 法第五十条第二号に規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

（法第五十四条第四項に規定する政令で定める特別の事情）

第四条 法第五十四条第四項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

一 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この条において「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

（法第五十四条第八項に規定する政令で定める特別の事情）

第五条 法第五十四条第八項に規定する政令で定める特別の事情は、被保険者が滞納している保険料につきその額が著しく減少したこと又は前条に定める事情とする。

（従前住所後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされる者に関する読み替え）

第五条の二 法第五十五条の二第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える字句
法中読替え	読み替える字句
第五十条	従前住所後期高齢者医療広域連合
第五十一条	従前住所後期高齢者医療広域連合（当該病院等の所在する

- 五 船員法（昭和二十二年法律第百号）
- 六 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）
- 七 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十号）
- 八 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
- 九 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）
- 十 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）
- 十一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）
- 十二 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）
- 十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十一年法律第百四十三号）
- 十四 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）
- 十五 裁判官の災害補償に関する法律（昭和三十三年法律第百号）
- 十六 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）
- 十七 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）
- 十八 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）
- 十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）（同法第十八条の規定に係る部分を除く。）
- 二十 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）
- 二十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）
- 二十二 一部負担金に係る所得の額の算定方法等（平成二十七年法律第百七号）
- 二十三 法第六十七條第一項第二号及び第三号の規定による所得の額の算定は、当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）の所得について行うものとし、その額は、第一号に掲げる額（当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において世帯主であつて、同日現在において当該世帯主と同一の世帯に属する年齢十九歳未満の者で、

同年の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する者の合計所得金額をいい、当該年齢十九歳未満の者の合計所得金額に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与と所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）が三十八万円以下であるもの（第二号において「控除対象者」という。）を有するものにあつては、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額」とする。

一 当該所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第十五条第一項第六号及び第十六条の第三項第十六号において同じ。）に係る同法第三百一十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条の四和第三十二項若しくは第二項、第三十四条の三第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第二項、第三十五条第一項、第三十五条の二第二項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条の三第一項、第三十四条の二第二項、第三十四条の三第二項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る

係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八十二条第二項（同法第三十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十八条第四項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十八条第四項第一号において「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第六号、第十六条の三第一項第六号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。）の合計額から地方税法第三百一十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額

二 当該療養の給付を受ける日の属する年の前年の十二月三十一日現在において年齢十六歳未満の控除対象者の数に三十三万円を乗じて得た額及び同日現在において年齢十六歳以上十九歳未満の控除対象者の数に十二万円を乗じて得た額の合計額

- 2 法第六十七条第一項第二号に規定する政令で定める額は、二十八万円とする。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。
 - 一 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。

[illegible]

療養の給付	入院時食事療養費に係る療養
保険医等	保険医
診療若しくは調剤	診療

(入院時生活療養費に関する読替え)

第九条 法第七十五条第七項の規定により健康保険法第六十四条の規定を準用する場合においては、同条中「健康保険の診療」とあるのは「後期高齢者医療の診療」と、「医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師」とあり、及び「医師若しくは歯科医師(以下「保険医」と総称する。)又は薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)」とあるのは「医師又は歯科医師」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、法第七十五条第七項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定読み替えられる読み替える字句	読み替える字句
中読み替字句	
第六十四条第一項の給付	入院時生活療養費に係る療養
第六十三条	保険医療機関等 保険医療機関
第六十六条	保険医療機関等 保険医療機関
第六十一条	療養の給付 入院時生活療養費に係る療養
	療養の給付 入院時生活療養費に係る療養
	保険医等 保険医
	診療又は調剤 診療
	診療又は調剤 診療
第六十六条第二項	保険医療機関等 保険医療機関
第七十条第二項	療養の給付に関する前項の療養につき算定したの給付に要する費用
	費用 費用
第七十条	同項 第七十五条第二項
第三項	保険医療機関等 保険医療機関
	療養の給付に関する療養に係る
	次条第一項の療養第七十五条第七項における療養の給付の取扱いは準用する前項の規定

二 被保険者が受けた特定給付対象療養について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額

3 高額療養費は、被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）が同一の月に受けた外来療養（法第六十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴うものを除く。）をいう。次条並びに第十五条第四項第二号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）に係る次に掲げる額を合算した額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、当該合算した額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

一 被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）が受けた療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額

二 被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）が受けた特定給付対象療養について、当該被保険者がなお負担すべき額を合算した額

4 被保険者が特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者が第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（次項及び第六項において「病院等」という。）について受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イから又までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから又までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

5 被保険者が特定疾病給付対象療養（特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）のうち健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第十五条第五項において同じ。）を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養

を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第一項第一号イから又までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから又までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

6 被保険者が次の各号のいずれにも該当する疾病として厚生労働大臣が定めるものに係る療養（食事療養及び生活療養を除く。）を受けた場合において、当該療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る第一項第一号イから又までに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イから又までに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

一 費用が著しく高額な一定の治療として厚生労働大臣が定める治療を要すること。

二 前項に規定する治療を著しく長期にわたり継続しなければならないこと。

7 被保険者が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。第十六条の二第二項において「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該被保険者が同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、当該被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

第十四条の二 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被保険者合算額」という。）が高額療養費算定基準額

を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、基準日被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額に高額療養費按分率（同号に掲げる額を、基準日被保険者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日被保険者が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）の末日をいう。以下同じ。）において法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。

一 計算期間（基準日において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者である者（以下この条並びに第十六条の二第一項、第二項及び第四項において「基準日被保険者」という。）が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る次に掲げる額の合算額（前条第一項から第三項まで又は第七項の規定により高額療養費が支給された場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

イ 当該外来療養（特定給付対象療養を除く。）に係る前条第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額

ロ 当該外来療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該被保険者がなお負担すべき額

二 計算期間（基準日被保険者が他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた外来療養に係る前号に規定する合算額

三 計算期間（基準日被保険者が組合等の組合員等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。次号において同じ。）について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

項 第一号	第一号	書 だし 年七月三十 日までの 期間をいう 。以下同じ 。の末日	項 第一号	第一号
項 第一号	第一号	書 だし 年七月三十 日までの 期間をいう 。以下同じ 。の末日	項 第一号	第一（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に限る。）において、当該次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第二号に規定する外来療養に係る
				第二（同号に掲げる額のうち、計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に限る。）において、当該次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者である場合を除く。）として受けた第二号に規定する外来療養に係る

四 計算期間（基準日世帯被保険者（基準日において基準日被保険者となつた世帯に属する被保険者をいう。以下この項及び第三項並びに第十六条の二第一項において同じ。）（基準日被保険者を除く。以下この項及び第三項において同じ。）が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であつた間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等の被扶養者等（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

第一他 項第 二号	（が当該後）が当該他の後期高齢者医療広 期高齢者医療連合（以下この項において 療広域連合「基準日後期高齢者医療広域連 合」という。） 後期高齢者基準日後期高齢者医療広域連合 医療広域連の被保険者（ 合の被保険 者（
基準日後期高齢者医療広域連合 以外の	

3 計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において組合等の組合員等（第六項に規定する国民健康保険の世帯主等であつて被保険者である者を除く。）である者に限る。以下この項において「基準日組合員等」という。）に対する高額療養費は、第一号に掲げる額が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、第二号に掲げる額に第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日組合員等が基準日において法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合は、この限りでない。

一 基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該基準日組合員等の被扶養者等である者をいう。第三号において同じ。）を基準日世帯被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額を合算した額（次号及び第三号において「基準日組合員等合算額」という。）

二 基準日組合員等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額

三 基準日組合員等合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日世帯被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる額に相当する額を、基準日組合員等合算額で除して得た率

4 前項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において組合等の組合員等の被扶養者等である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項第一号中「基準日組合員等」とあるのは「基準日組合員等（基準日において組合等の組合員等であ

る者をいう。第三号において同じ。）を」と、「第三号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（前項において準用する場合を含む。）、及び前項において「組合等」とは、健康保険（日雇特例被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいう。第十六条の三第三項において同じ。）の保険を除く。）の被保険者としての全国健康保険協会、健康保険組合、同法第二百二十三条第一項の規定による被保険者としての全国健康保険協会、船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十一号）に基づく共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

6 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（第四項において準用する場合を含む。）、及び第四項において「組合員等」とは、健康保険の被保険者（日雇特例被保険者であつた者（健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいう。第十六条の三第三項において同じ。）を含む。）、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）をいう。

7 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項第一号（第四項において準用する場合を含む。）、及び第四項において「被扶養者等」とは、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）、若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。

第十五条 第十四条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第六号までに掲げる者以外の者
五万七千六百円。ただし、その者が療養のあつた月に属する世帯の被保険者に對し、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（第十四条第一項又は第二項の規定によるもの（同条第七項の規定によりその額を算定したものを含む。）に限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下「高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

二 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六万九千四百円以上のもの、二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万六千円とする。

三 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満のもの、十六万七千四百円と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が三百八十万円未満のもの、八万六千円と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定め

るところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

五 市町村民税世帯非課税者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第二項に規定する要保護者をいう。次号において同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者（前三号又は次号に掲げる者を除く。）二万四千六百円

六 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月の属する年度（療養のあつた月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百三十三条第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第二条第一項第三十二号に規定する各種所得の金額（同法第三十五条第三項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「八十万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第二十八條第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。第十六条の三第一項第六号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあつた月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する者、一万五千元、第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる者 二万八千八百円。
ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

二 前項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万円に満たないときは、四十二万円）から四十二万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

三 前項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に掲げる者 四万五千円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

五 前項第五号に掲げる者 一万二千三百円
六 前項第六号に掲げる者 七千五百円
第十四条第三項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に

定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 第一項第一号に掲げる者 一万八千円
二 第一項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

4 第十四条第四項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、当該各号に定める額に二分の一を乗じて得た額）とする。

一 入院療養（法第六十四条第一項第五号に掲げる療養（当該療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養を含む。）をいう。次項において同じ。）である場合 五万七千六百円

5 二 外来療養である場合 一万八千円
第十四条第五項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 入院療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く。）である場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 五万七千六百円。ただし、特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費（当該特定疾病給付対象療養（入院療養に限る。）を受けた被保険者がそれぞれ同一の病院又は診療所から受けた入院療養に係るものであつて第十四条第五項の規定によるものに限る。）が支給されている月数が三月以上ある場合（以下この項において「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」という。）にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 第一項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端

数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、十四万百円とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 十六万七千四百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ニ 第一項第四号に掲げる者 八万百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者（第十四条第七項に規定する場合に該当する者を除く。）二万四千六百円

ヘ 第十四条第七項に規定する場合に該当する者又は第一項第六号に掲げる者 一万五千円
二 入院療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る。）である場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額
イ 第一項第一号に掲げる者 二万八千八百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療

養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ロ 第一項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が四十二万円に満たないときは、四十二万円）から四十二万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ハ 第一項第三号に掲げる者 八万三千七百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ニ 第一項第四号に掲げる者 四万五千円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数

回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 一万二千三百円

ヘ 第一項第六号に掲げる者 七千五百円

三 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く。）である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 一万八千円

ロ 第一項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

四 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る。）である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 九千円

ロ 第一項第五号又は第六号に掲げる者 四千円

6 第十四条第六項の高額療養費算定基準額は、一万円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、五千円）とする。

7 第十四条第七項の高額療養費算定基準額は、一万五千円とする。

8 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。

（その他高額療養費の支給に関する事項）

第十六条 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等（法第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。）又は指定訪問看護事業者（以下この条において「医療機関等」という。）について療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額（保険外併用療養費の支給につき法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）の支

払が行われなかったときは、後期高齢者医療広域連合は、第十四条第一項から第三項までの規定により当該被保険者に対し支給すべき高額療養費（同条第七項の規定によりその額を算定したものを含む。次項において同じ。）について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該被保険者に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。

一 第十四条第一項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ ロからへまでに掲げる者以外の者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

ロ 前条第一項第二号に掲げる者 二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千三百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千三百円とする。

ニ 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八万八千円と、当該療養につき算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ホ 前条第一項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 二万四千六百円

ヘ 前条第一項第六号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万五千円

ニ 第十四条第二項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額

イ ロからへまでに掲げる者以外の者 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ロ 前条第二項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ハ 前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万二千三百円

ヘ 前条第二項第六号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 七千五百円

三 第十四条第三項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 一万八千円

ロ 前条第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八千円

ニ 前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 四万五千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第二項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万二千三百円

ヘ 前条第二項第六号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 七千五百円

ニ 第十四条第三項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロからへまでに掲げる者以外の者 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ロ 前条第二項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万二千円に満たないときは、四十二万二千円）から四十二万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、七万五千円とする。

ハ 前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万二千三百円

ヘ 前条第二項第六号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 七千五百円

ニ 第十四条第三項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 一万八千円

ロ 前条第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八千円

ニ 第十四条第七項の規定によりその額を算定した高額療養費を同項に該当していることに

るにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第二項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 四万五千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ニ 前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 四万五千円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に百分の一を乗じて得た端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

ホ 前条第二項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万二千三百円

ヘ 前条第二項第六号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 七千五百円

ニ 第十四条第三項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 一万八千円

ロ 前条第三項第二号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八千円

ニ 第十四条第七項の規定によりその額を算定した高額療養費を同項に該当していることに

るにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八千円

ニ 第十四条第七項の規定によりその額を算定した高額療養費を同項に該当していることに

るにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八千円

ニ 第十四条第七項の規定によりその額を算定した高額療養費を同項に該当していることに

つき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者に對し支給する場合 一万五千元

2 前項の規定による支払があつたときは、その限度において、被保険者に対し第十四条第一項から第三項までの規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

3 被保険者が医療機関等について原爆一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合又は第十四条第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた被保険者が医療機関等について同項に規定する療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、後期高齢者医療広域連合は、同条第四項から第六項までの規定による高額療養費として当該被保険者に対し支給すべき額に相当する額を当該医療機関等に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し第十四条第四項から第六項までの規定による高額療養費の支給があつたものとみなす。

5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う保険医療機関等は、第十四条第四項から第六項までの規定並びに第一項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそれぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

6 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等について法第六十四条第一項第五号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受けた場合は、第十四条第四項から第六項までの規定の適用については、当該同号に掲げる療養を含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個の保険医療機関等について受けたものとみなす。

7 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計算期間において医療保険加入者（被保険者又は法第七條第四項に規定する加入者をいう。第十六條の四第一項において同じ。）とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第十四條の二の規定による高額療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、同条及び前条第八項の規定を適用する。

8 高額療養費の支給に関する手続に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第十六條の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に健康保険法施行令第四十三條の二第二項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）を加えた額を超える場合に基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（第一号に掲げる額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に被保険者が介護合算按分率（同号に規定する基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 基準日世帯被保険者が、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者として受けた療養に係る次に掲げる額の合算額（第十四條第一項から第三項まで若しくは第七項又は第十四條の二の規定により高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

イ 当該療養（特定給付対象療養を除く。）に係る第十四條第一項第一号イからヌまでに掲げる額を合算した額

ロ 当該療養（特定給付対象療養に限る。）について、当該療養を受けた者がなお負担すべき額を合算した額

二 基準日世帯被保険者が計算期間における他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る前号に規定する合算額

三 基準日世帯被保険者が計算期間における組合員等（第十四條の二第六項に規定する組合員等をいう。以下この条において同じ。）であつた間に受けた療養（前二号に規定する療養を除く。）又は当該組合員等の被扶養者等（第十四條の二第七項に規定する被扶養者等をいう。以下この条において同じ。）であつた者が当該組合員等の被扶養者等であつた間に受けた療養について第一号に規定する合算

額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた居宅サービス等（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二條の二の二第一項に規定する居宅サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。）に係る同条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合算額（同項の規定により高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

五 基準日世帯被保険者が計算期間に受けた介護予防サービス等（介護保険法施行令第二十二條の二の二第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第六項において同じ。）に係る同条第二号に掲げる額の合算額（同令第二十九條の二の二第二項の規定により高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除した額とする。）

2 基準日被保険者が市町村民税世帯非課税者（基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第十六條の四第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日まででない）の日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次条第一項第三号において同じ。）であり、かつ、老齢福祉年金の受給権を有している場合であつて、当該基準日被保険者が受けた療養に係る前項第一号から第三号までに掲げる額及び当該基準日被保険者の被扶養者等が受けた療養に係る同号に掲げる額並びに当該基準日被保険者が受けた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る同項第四号及び第五号に掲げる額の合算額（以下この項において「老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等合算額」という。）が介護合算算定基準額に支給基準額を加えた額を超え、かつ、老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（当該基準日被保険者が受けた療養に係る前項第一号に掲

げる額を老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等合算額で除して得た率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額が、前項の規定により当該基準日被保険者に対して支給されるべき高額介護合算療養費の額を超えるときは、当該基準日被保険者に対して支給される高額介護合算療養費の額は、同項の規定にかかわらず、老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日被保険者が受けた療養に係る同項第一号から第三号までに掲げる額及び当該基準日被保険者の被扶養者等が受けた療養に係る同号に掲げる額を合算した額又は当該基準日被保険者が受けた居宅サービス等若しくは介護予防サービス等に係る同項第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた者（基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者に限る。）に対する高額介護合算療養費の支給について準用する。この場合において、第一項中「第一号に掲げる額」とあるのは「（基準日において同一の世帯に属する第三項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額（以下この項において「第三項被保険者一部負担金等世帯合算額」という。）と、「同号に規定する基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額」とあるのは「第三項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額を、第三項被保険者一部負担金等世帯合算額」と、同項第一号中「基準日世帯被保険者」とあるのは「基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者（以下この条において「基準日被保険者」という。）が基準日において属する世帯の当該他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（以下この条において「基準日世帯被保険者」という。）と、「後期高齢者医療広域連合の」とあるのは「他の後期高齢者医療広域連合（次号において「基準日後期高齢者医療広域連合」という。）の」と、同項第二号中「他の」とあるのは「基準日後期高齢者医療広域連合以

は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。		基 準 日 に お い て 健康保険法の施行健康保険法施 健康保険の被保令第百三十三條の行令第百三十三 除者（日雇特例第三第一項（同条の第三第二項 被保險者、国家第三項において）（同条第三項に 公務員共済組合準用する場合において準用す 法及び地方公務含む。）及び第四の場合を含む 員等共済組合法第十三條の四第一）及び第四十 に基づく共済組 合の組合員並び に私立学校教職 員共済法の規定 による私立学校 教職員共済制度 の加入者を除く 。）である者又 はその被扶養者 である者
基 準 日 に お い て 健康保険法の施行健康保険法施 健康保険の被保令第百三十三條の行令第百三十三 除者（日雇特例第三第一項（同条の第三第二項 被保險者、国家第三項において）（同条第三項に 公務員共済組合準用する場合において準用す 法及び地方公務含む。）及び第四の場合を含む 員等共済組合法第十三條の四第一）及び第四十 に基づく共済組 合の組合員並び に私立学校教職 員共済法の規定 による私立学校 教職員共済制度 の加入者を除く 。）である者又 はその被扶養者 である者	健康保険法の施行健康保険法施 健康保険の被保令第百三十三條の行令第百三十三 除者（日雇特例第三第一項（同条の第三第二項 被保險者、国家第三項において）（同条第三項に 公務員共済組合準用する場合において準用す 法及び地方公務含む。）及び第四の場合を含む 員等共済組合法第十三條の四第一）及び第四十 に基づく共済組 合の組合員並び に私立学校教職 員共済法の規定 による私立学校 教職員共済制度 の加入者を除く 。）である者又 はその被扶養者 である者	健康保険法の施行健康保険法施 健康保険の被保令第百三十三條の行令第百三十三 除者（日雇特例第三第一項（同条の第三第二項 被保險者、国家第三項において）（同条第三項に 公務員共済組合準用する場合において準用す 法及び地方公務含む。）及び第四の場合を含む 員等共済組合法第十三條の四第一）及び第四十 に基づく共済組 合の組合員並び に私立学校教職 員共済法の規定 による私立学校 教職員共済制度 の加入者を除く 。）である者又 はその被扶養者 である者

当該率は、所得割率の百分の五十を下回らない範囲内とする。

四 第一号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した額とすること。ただし、前項第一号の被保険者均等割額の百分の五十を下回らない範囲内とする。

五 第一号の賦課額は、八十万円を超えることができないものであること。

三 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（次項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下この項において「賦課総額」という。）についての同条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第七十条第三項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項及び第七十六条第六項において準用する場合を含む。）及び第七十八条第七項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第七十条第四項（法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第百七十二条第二項の規定による拠出金及び法第百二十四条の二第一項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第百六条第二項第一号に規定する基金事業借入金金の償還に要する費用の額、

保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

ロ 法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第百条第一項の規定による後期高齢者交付金、法第百七十二条第一項の規定による交付金、法第百二条及び第百三条の規定による補助金その他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

二 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率であること。

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

四 後期高齢者医療広域連合が所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る法第百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第百三十四条の二第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所

得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利率等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第三条の二の二十項に規定する条約適用利率等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第百三十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（第三号イ及び第四号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第一項に規定する給与等の収入金額が五十万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第百三十四条の二第二項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢六十五歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が六十万円を超える者に限り、年齢六十五歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が百万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、第三号イ及び第四号において「給与所得者等の数」という。）が二以上の場合にあつては、地方税

法第百三十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、当該世帯に属する被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。

二 前号の場合における地方税法第百三十四条の二第二項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第百三十三条第三項から第五項までの規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

三 前二号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第百三十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯 十分の七

ロ イに掲げる世帯以外の世帯 十分の五
第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第百三十四条の二第二項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に五十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合において、当該世帯に属する被保険者（次項第一号の規定

[illegible]

旨の同条	旨の同条において準用する前項において準用する第三十
第六條	第六條
第四行う介護	介護に係る
第一項	第一項
住所特高齢者医療確保法第五十五條	住所特高齢者医療確保法第五十五條
例適用被第一項又は第二項の規定の適用を受ける被保険者	例適用被第一項又は第二項の規定の適用を受ける被保険者
第四前項	第四前項
第十一條	第十一條
第二項	第二項
第四百第三十	第四百第三十
第四百第三十	第四百第三十
第十一條	第十一條
第二項	第二項
第五條	第五條
第二項	第二項
（特別徴収の対象となる年金額）	（特別徴収の対象となる年金額）
第二十二條	第二十二條
第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。	第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。
（特別徴収の対象とならない被保険者）	（特別徴収の対象とならない被保険者）
第二十三條	第二十三條
準用介護保険法第百三十五條第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。	準用介護保険法第百三十五條第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。
一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第百七條第二項に規定する老齢等年金給付（イ及びロにおいて「老齢等年金給付」という。）の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者	一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る法第百七條第二項に規定する老齢等年金給付（イ及びロにおいて「老齢等年金給付」という。）の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者
イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額	イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第百三十一條に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額	ロ 介護保険法の規定により特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第百三十一條に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収されない被保険者	二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収されない被保険者

三 前二号に掲げる被保険者のほか、口座振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であつて、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によって徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる市町村が認めるもの	（特別徴収対象年金給付の順位）
第二十四條	第二十四條
準用介護保険法第百三十五條第六項に規定する場合においては、介護保険法の規定による介護保険の保険料の特別徴収に係る老齢等年金給付について保険料を徴収させるものとする。	準用介護保険法第百三十五條第六項に規定する場合においては、介護保険法の規定による介護保険の保険料の特別徴収に係る老齢等年金給付について保険料を徴収させるものとする。
（特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読替え）	（特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読替え）
第二十五條	第二十五條
準用介護保険法第百三十八條第二項（準用介護保険法第百四十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	準用介護保険法第百三十八條第二項（準用介護保険法第百四十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
介護読み替へ読み替へる字句	介護読み替へ読み替へる字句
規定	規定
中読	中読
み替	み替
える	える
規定	規定
第三十	第三十
第六條	第六條
第四項	第四項
高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高年齢者医療確保法」という。）第百十條において準用する第百三十八條第一項（高年齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）	高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高年齢者医療確保法」という。）第百十條において準用する第百三十八條第一項（高年齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）
当該年度高年齢者医療確保法第百十條において準用する前条第五項に規定する属する年の初日の特別徴収対象被保険者（高年齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十八條第二項（高年齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十條第三項において準用する場合を含む。）において準用する次項及び第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が高年齢者医療確保法第百十條において	当該年度高年齢者医療確保法第百十條において準用する前条第五項に規定する属する年の初日の特別徴収対象被保険者（高年齢者医療確保法第百十條において準用する第百三十八條第二項（高年齢者医療確保法第百十條において準用する第百四十條第三項において準用する場合を含む。）において準用する次項及び第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が高年齢者医療確保法第百十條において

指定	指定
法人	法人
定する場合に該当するに至つたと	定する場合に該当するに至つたと
きは、速やかに、連合会及び指定	きは、速やかに、連合会及び指定
法人の順に經由して行われるよう	法人の順に經由して行われるよう
連合会に伝達することにより、こ	連合会に伝達することにより、こ
れら	れら
高年齢者医療確保法第百十條におい	高年齢者医療確保法第百十條におい
て準用する第百三十八條第一項	て準用する第百三十八條第一項
特定年金高年齢者医療確保法第百十條におい	特定年金高年齢者医療確保法第百十條におい
て準用する第百三十四條第十一項	て準用する第百三十四條第十一項
に規定する特定年金被保険者	に規定する特定年金被保険者
当該年度特別徴収対象被保険者が高年齢者医	当該年度特別徴収対象被保険者が高年齢者医
療確保法第百十條において準用する	療確保法第百十條において準用する
属する年の第百三十八條第一項に規定する	属する年の第百三十八條第一項に規定する
の七月三に該当するに至つたときは、	の七月三に該当するに至つたときは、
十一日ま速やかに、連合会、指定法人及び	十一日ま速やかに、連合会、指定法人及び
で、政厚生労働大臣の順に經由して行わ	で、政厚生労働大臣の順に經由して行わ
令で定めれるよう連合会に伝達することに	令で定めれるよう連合会に伝達することに
るところより、これら	るところより、これら
により、	により、
連合会、	連合会、
指定法人	指定法人
及び厚生	及び厚生
労働大臣	労働大臣
高年齢者医療確保法第百十條におい	高年齢者医療確保法第百十條におい
て準用する第百三十八條第一項	て準用する第百三十八條第一項
当該年度特別徴収対象被保険者が高年齢者医	当該年度特別徴収対象被保険者が高年齢者医
療確保法第百十條において準用する	療確保法第百十條において準用する
属する年の同項に規定する場合に該当する	属する年の同項に規定する場合に該当する
の七月三に至つたときは、速やかに、連合	の七月三に至つたときは、速やかに、連合
十一日ま会、指定法人及び地方公務員共済	十一日ま会、指定法人及び地方公務員共済
令で定めれるよう連合会に伝達することによ	令で定めれるよう連合会に伝達することによ
るところより、これら	るところより、これら
により、	により、
連合会、	連合会、
指定法人	指定法人
及び地方	及び地方
公務員共	公務員共

濟組合連	濟組合連
合会	合会
第一項	第一項
高年齢者医療確保法第百十條におい	高年齢者医療確保法第百十條におい
て準用する第百三十八條第一項	て準用する第百三十八條第一項
高年齢者医療確保法第百十條におい	高年齢者医療確保法第百十條におい
て準用する第百三十八條第二項	て準用する第百三十八條第二項
（高年齢者医療確保法第百十條におい	（高年齢者医療確保法第百十條におい
て準用する第百四十條第三項におい	て準用する第百四十條第三項におい
て準用する第五項	て準用する第五項
高年齢者医療確保法第百十條におい	高年齢者医療確保法第百十條におい
て準用する第百三十八條第二項	て準用する第百三十八條第二項
（高年齢者医療確保法第百十條におい	（高年齢者医療確保法第百十條におい
て準用する第百四十條第三項におい	て準用する第百四十條第三項におい
て準用する前項	て準用する前項
（仮徴収に関する読替え）	（仮徴収に関する読替え）
第二十六條	第二十六條
準用介護保険法第百四十條第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	準用介護保険法第百四十條第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
読み替読み替へる字句読み替へる字句	読み替読み替へる字句読み替へる字句
えられ（準用介護保険法（準用介護保険法第	えられ（準用介護保険法（準用介護保険法第
る字句第百四十條第一項百四十條第二項の	る字句第百四十條第一項百四十條第二項の
の規定による特別規定による特別徴	の規定による特別規定による特別徴
徴収に係る場合）	徴収に係る場合）
収に係る場合）	収に係る場合）
第百三十三條	第百三十三條
高年齢者の医療の確保高年齢者の医療の確	高年齢者の医療の確保高年齢者の医療の確
定規るえ替み読中定規の法険保護介	定規るえ替み読中定規の法険保護介
第一項（昭和五十七年法律（昭和五十七年法律	第一項（昭和五十七年法律（昭和五十七年法律
の規定第八十号。以下第八十号。以下	の規定第八十号。以下第八十号。以下
による「高年齢者医療確保（高年齢者医療確保	による「高年齢者医療確保（高年齢者医療確保
通知が法」という。）第法」という。）第百	通知が法」という。）第法」という。）第百
行われ百十條において準十條において準第	行われ百十條において準十條において準第
た場合用する第百四十條する第百四十條第	た場合用する第百四十條する第百四十條第

の規定令」という。）第令」という。）第二による二十八条第一項に十八条第一項における通知において準用する第七百四十四条第一項の四十条第二項の規定の場合規定により高齢者定により高齢者の場合規定により高齢者の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者以下「高齢者医療に第五医療確保法」とい確保法」という。）第六項一項に規定する特規定する特別徴収（同条別徴収（以下「特（以下「特別徴収」に係るの方法によつて保よつて保険料を徴部分に）とすることを徴しようとする場限る。）とする場合において	き す と う と す る と	特別徴高齡者医療確保法高齡者医療確保法 收対象第十條において第十條において 被保險准用する前條第五准用する前條第五 者に係項に規定する特別項に規定する特別 る保險徵收対象被保險者徵收対象被保險者 料（以下「特別徴収（以下「特別徴収対 対象被保險者」と象被保險者」とい いう。）に係る保う。）に係る保險料	支払回施行令第二十八條施行令第二十八條 數割保第一項において準第一項において準 除料額用する第三十六條第一項に規定す る支払回数割保險料額（以下「支払 回數割保險料額」という。）に相當す る額（當該額によることが適當でな	の規定令」という。）第令」という。）第二による二十八条第一項に十八条第一項における通知において準用する第七百四十四条第一項の四十条第二項の規定の場合規定により高齢者定により高齢者の場合規定により高齢者の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者以下「高齢者医療に第五医療確保法」とい確保法」という。）第六項一項に規定する特規定する特別徴収（同条別徴収（以下「特（以下「特別徴収」に係るの方法によつて保よつて保険料を徴部分に）とすることを徴しようとする場限る。）とする場合において	き す と う と す る と	特別徴高齡者医療確保法高齡者医療確保法 收対象第十條において第十條において 被保險准用する前條第五准用する前條第五 者に係項に規定する特別項に規定する特別 る保險徵收対象被保險者徵收対象被保險者 料（以下「特別徴収（以下「特別徴収対 対象被保險者」と象被保險者」とい いう。）に係る保う。）に係る保險料	支払回施行令第二十八條施行令第二十八條 數割保第一項において準第一項において準 除料額用する第三十六條第一項に規定す る支払回数割保險料額（以下「支払 回數割保險料額」という。）に相當す る額（當該額によることが適當でな	の規定令」という。）第令」という。）第二による二十八条第一項に十八条第一項における通知において準用する第七百四十四条第一項の四十条第二項の規定の場合規定により高齢者定により高齢者の場合規定により高齢者の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号）以下「高齢者以下「高齢者医療に第五医療確保法」とい確保法」という。）第六項一項に規定する特規定する特別徴収（同条別徴収（以下「特（以下「特別徴収」に係るの方法によつて保よつて保険料を徴部分に）とすることを徴しようとする場限る。）とする場合において	き す と う と す る と
---	--	--	---	---	--	--	---	---	--

第百三十六条					
特別徴収義務者	高年齢者医療確保法 第百十條において、 準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	高年齢者医療確保法 第百十條において、 準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。（以下同じ。）	第一項 施行令第二十八條施行令第二十八條 第一項において準用する第百四十條第三項において準用する第一項	特定年金保険者 高年齢者医療確保法 第百十條において、 準用する第百三十條第四條第十一項に規定する特定年金保険者（施行令第二十八條第一項において準用する第百四十條第三項において準用する第五項において「特定年金保険者」という。）
	高年齢者医療確保法 第百十條において、 準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）				

[illegible]

六年度における保険料の算定について、第十八条第一項から第三項までの規定を適用する場合においては、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十万円」とあるのは「六十七万円」と、同条第三項第三号中「被保険者均等割総額の四十八分の五十二に相当する額」とあるのは「被保険者均等割総額」とする。

附則（平成二〇年三月三十一日政令第一一六号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(なおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法に規定する特別の会計に所属する権利及び義務の帰属)

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平

成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健保法等改正法」という。附則第三十八條第四項の規定による平成三十年四月一日において現に同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七條の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）第六十八條に規定する特別の会計に所屬する権利及び義務は、次に掲げる業務ごとに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四百十三條に規定する同法第百三十九條第一項第二号の業務に係る特別の会計において、厚生労働省令で定めるところにより区分された経理に帰屬するものとする。

一 平成二十年四月改正前老健法第六十四条第一項第一号及び第二号並びに第二項の業務
二 平成二十年四月改正前老健法第六十四条第一項第三号の業務

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

三十四條施行日から平成二十一年七月三十日までの間に受けた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第十六条の二第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。次項、第四項及び第五項において同じ。）中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるの

は、「平成二十年四月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六条の四までの規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible]

	船員保険法施行令第四十三條の三第二項	改正令附則第四十五條第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	
	国家公務員共済組合法施行令（一）	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令（一）	
	国家公務員共済組合法施行令第十一條の六の三第三條の三の六の三第二項（同条第三項）	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の六の三第三條の三の六の三第二項（同条第三項）	
	防衛省の職員給与等に関する法律施行令第十七條の五第一項	改正令附則第六十條第二項の規定により読み替えられた防衛省の職員給与等に関する法律施行令第十七條の五第一項	
	国家公務員共済組合法施行令第十一條の六の三第三條の三の六の三第二項及び二項及び	改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法施行令第十一條の六の三第三條の三の六の三第二項及び二項及び	
	地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十八條第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令	
	私立学校教職員の共済法施行令	改正令附則第四十八條第一項の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第一項の規定により読み替えられた、私立学校教職員共済法施行令	
	国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九條第一項の規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	

平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日までを受けた療養に係る次の各号に掲げる高額介護合算療養費の支給については、当該各号イに掲げる額が、それぞれ当該各号ロに掲げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第二項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六條の四までの規定を適用する。

表の項三第三の条六十第	3		一 新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による高額介護合算療養費の支給 イ この項の規定により新高齢者医療確保法施行令第十六条の二を読み替えて適用する場合の同条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同条第一項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合）には、零とする。） ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額 二 新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第四項及び第六項の規定による高額介護合算療養費の支給 イ この項の規定により新高齢者医療確保法施行令第十六条の二を読み替えて適用する場合の同条第四項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算支給総額を合算した額 ロ イ中「この項」とあるのを「前項」と読み替えてイを適用する場合のイに掲げる額 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	第三十三項	第三十三項	健康保険法健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三十六号）以下この項において「改正令」という。）附則第三十三条第三項の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三条の三第二項

同令第四十改正令附則第三十三條第三項の三條の三の規定により読み替えられた健康保険法施行令第四十三條の三第二項	船員保険法改正令附則第四十五條第三項の施行令 規定により読み替えられた船員保険法施行令	国家公務員改正令附則第五十二條第三項の共済組合法規定により読み替えられた国家施行令第十公務員共済組合法施行令第十一條の三の條の三の六の三第二項（同条第六の三第二項） 三項（同条第三項）	国家公務員改正令附則第五十二條第三項の共済組合法規定により読み替えられた国家施行令第十公務員共済組合法施行令第十一條の三の條の三の六の三第二項及び六の三第二項及び	地方公務員改正令附則第五十八條第三項の等共済組合法規定により読み替えられた地方施行令 公務員等共済組合法施行令	私立学校教員共済法第四十八條の二の規定によりその例によることとされる改正令附則第五十二條第三項の規定により読み替えられた、私立学校教員共済法施行令	国民健康保険改正令附則第三十九條第三項の施行令 規定により読み替えられた国民健康保険法施行令	新高齢者医療確保法施行令第十六條の三第一項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項の介護合算算定基準額は、新高齢者医療確保法施行令第十六條の三第一項の規定にかかわらず、同条第一項第一号に定める額とする。
--	--	---	---	--	---	---	---

二 基準日とみなされる日（新高齢者医療確保法施行令第十六條の四第一項の規定により新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号に規定する基準日とみなされる日をいう。以下この条において同じ。）が平成二十年八月から十二月までの間にある場合であつて当該基準日とみなされる日において療養の給付を受けることとしたときに、七十歳以上七十五歳未満の加入者について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第三項に規定する他の世帯員である被保険者とみなして同項の規定を適用した場合の同項の収入の額が五十万二千円未満である者 基準日とみなされる日が平成二十年八月から十二月までの間にある場合における新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、新高齢者医療確保法施行令第十六條の三第三項の表下欄中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、同項の規定を適用する。	第四十三條第四十三條の四第一項並びに健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号。以下この項において「改正令」という。） 附則第三十三條第四項 第十一條の第十一條の四第一項並びに改正令附則第四十五條第四項 第十一條の第十一條の三の六の四第一項並びに三の六の四改正令附則第五十二條第四項 第二十三條第二十三條の三の八第一項並びに改正令の三の八改正令附則第五十八條第四項 第二十九條第二十九條の四の四第一項及び第二の四の四第四項並びに改正令附則第三十九條第二項及び第四項	附則（平成二〇年七月二十五日政令第二三九号） この政令は、公布の日から施行し、第一條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項及び第十八條第四項第一号の規定、第二條の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七條の二第一項及び附則第八條第三項の規定並びに第四條の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二條第二
--	--	--

項第四号及び船員保険法施行令第十條第二項第四号の規定は、平成二十年四月一日から適用する。 附則（平成二〇年九月二十四日政令第三〇七号）抄 （施行期日） 第一條 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。 附則（平成二〇年十一月二日政令第三五七号）抄 （施行期日） 第一條 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。 （高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置） 第二條 第一條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第七條第三項及び第十四條から第十六條までの規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。 第三條 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四條第一項の規定を適用する場合における新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十五号）第一條の規定による改正前の第十四條第一項、第二項又は第五項（附則第五條第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあつては、同令第一條の規定による改正前の第十四條第二項又は附則第五條第一項とし、附則第六條第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあつては、同令第一條の規定による改正前の第十四條第二項又は附則第六條第一項とする。）」とする。	項第四号及び船員保険法施行令第十條第二項第四号の規定は、平成二十年四月一日から適用する。 附則（平成二〇年九月二十四日政令第三〇七号）抄 （施行期日） 第一條 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。 附則（平成二〇年十一月二日政令第三五七号）抄 （施行期日） 第一條 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。 （高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置） 第二條 第一條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次条において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第七條第三項及び第十四條から第十六條までの規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、療養を受ける日がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。 第三條 平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四條第一項の規定を適用する場合における新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十五号）第一條の規定による改正前の第十四條第一項、第二項又は第五項（附則第五條第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあつては、同令第一條の規定による改正前の第十四條第二項又は附則第五條第一項とし、附則第六條第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあつては、同令第一條の規定による改正前の第十四條第二項又は附則第六條第一項とする。）」とする。
--	--

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四條第二項の規定を適用する場合における新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第一條の規定による改正前の第十四條第一項、第二項又は第五項）」とする。 附則（平成二〇年十一月二十五日政令第四〇二号） この政令は、公布の日から施行する。 附則（平成二二年四月三〇日政令第一三五号）抄 （施行期日） 第一條 この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。 （高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置） 第八條 施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。 附則（平成二二年十一月二十七日政令第二七〇号）抄 （施行期日） 第一條 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一條中国民健康保険法施行令第二十七條の二第一項の改正規定（一）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項の下に、「第三十五條の二第二項、第三十五條の二第一項」を加える部分に限る。）第二條中健康保険法施行令第四十二條第三項第四号の改正規定（一）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項の下に、「第三十五條の二第二項、第三十五條の二第一項」を加える部分に限る。）及び第三條中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項の改正規定（一）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二	2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）附則第三十四條第二項の規定を適用する場合における新高齢者医療確保法施行令第十六條の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあつては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十七号）第一條の規定による改正前の第十四條第一項、第二項又は第五項）」とする。 附則（平成二〇年十一月二十五日政令第四〇二号） この政令は、公布の日から施行する。 附則（平成二二年四月三〇日政令第一三五号）抄 （施行期日） 第一條 この政令は、平成二十一年五月一日から施行する。 （高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置） 第八條 施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。 附則（平成二二年十一月二十七日政令第二七〇号）抄 （施行期日） 第一條 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第一條中国民健康保険法施行令第二十七條の二第一項の改正規定（一）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項の下に、「第三十五條の二第二項、第三十五條の二第一項」を加える部分に限る。）第二條中健康保険法施行令第四十二條第三項第四号の改正規定（一）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項の下に、「第三十五條の二第二項、第三十五條の二第一項」を加える部分に限る。）及び第三條中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項の改正規定（一）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二
--	--

一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項の下に「第三十五条の二第一項」を加える部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（次項において「新高齢者医療確保法施行令」という。）第七條第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十二年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養のあつた月が同月以後の場合における高額療養費算定基準額及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第一号に規定する基準日（同令第十六條の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。）の属する月が同月以後の場合における介護合算算定基準額について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同法第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定、療養のあつた月が同月までの場合における高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月までの場合における介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

2 新高齢者医療確保法施行令第七條第一項及び第十八條第四項第一号の規定は、平成二十二年

度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十一年度までの年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年二月二十四日政令第二九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年二月二十八日政令第三一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年三月三日政令第八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日政令第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日政令第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日政令第五七号） 抄

（施行期日）

附 則（平成二十二年三月三十一日政令第六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第九条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條第五項の規定は、療養を受ける日が施行日以後の場合について適用し、療養を受ける日が施行日前の場合については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年三月三〇日政令第五六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年一〇月二一日政令第三二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年二月二十八日政令第四三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第四条、第五条及び第九条から第十二条までの規定並びに附則第三条及び第五条から第十一条までの規定 平成二十四年八月一日

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十四年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月までの場合における同号の規定による所得の額の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年一月二〇日政令第九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

附 則（平成二十四年一月二〇日政令第九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、平成二十四年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十三年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年四月二二日政令第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十五年四月十三日）から施行する。

附 則（平成二十六年一月二九日政令第一九号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の規定は、平成二十六年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十五年分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十六年三月二八日政令第九六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年十一月一九日政令第三六五号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 第十一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第三項第三号の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日以前に行われた療養については、なお従前の例による。

2 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第五項第三号の規定は、昭和二十一年一月一日以前に生まれた後期高齢者医療の被保険者（同月二日以後に生まれた後期高齢者医療の被保険者の属する世帯に属する者を除く。）については、適用しない。

附 則（平成二十七年三月四日政令第六二号）

（施行期日）

附 則（平成二十七年三月三十一日政令第一三八号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の第十八條第四項の規定は、平成二十七年以後の年度分の保険料について適用し、平成二十六年分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月三十一日政令第一三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中介護保険法施行令第十六條第一号の改正規定、同令第二十二條の二の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。

二 二条の二の二とする改正規定、同令第二十二條の次に一条を加える改正規定、同令第二十二條の三及び第二十五條第一号の改正規定、同令第二十九條の二の改正規定（同条第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）を除く。）を同令第二十九條の二の二とする改正規定、同令第二十九條の次に一条を加える改正規定並びに同令第二十九條の三第三項及び第三十三條の改正規定、第四條の規定（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二第五項第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五條の二第十六條の改正規定を除く。）、第八條の規定、第十二條中国民健康保険法施行令第二十九條の四の二第一項の改正規定、第二十條中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三條の五第一項第三号の改正規定並びに第二十一条中高

齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條の二第一項第四号及び第五号の改正規定並

びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定 平成二十七年八月一日

附 則 (平成二八年一月二九日政令第三〇号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の第十八条第四項の規定は、平成二八年年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二七年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月三一日政令第一八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 平成二十年度から平成二七年度までの各年度における、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) 附則第三十八条第一項に規定する平成二十年四月前の医療等に要する費用のうち平成二五年度以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれらの事務の執行に要する費用に係る同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第五十三條第一項に規定する拠出金については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年五月二五日政令第二二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二八年法律第十五号) 次条第二項及び附則第四条第二項において「改正法」という。) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年二月二六日政令第四〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二九年一月一日から施行する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(次項において

「新高齢者医療確保法施行令」という。) 第七条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二九年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場合における当該所得の額の算定については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年一月二五日政令第九号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八條第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、平成二九年度以後の年度分の後期高齢者医療の保険料について適用し、平成二八年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三一日政令第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八條第四項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)の規定は、平成二九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二八年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年三月三一日政令第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二八日政令第二一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二九年八月一日から施行する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六條第七項に規定する資格を喪失した日が平成二九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

第十五条 施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療

養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年一〇月一二日政令第二五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年三月二六日政令第六三三号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年七月二三日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十年八月一日から施行する。ただし、附則第三条、第五条、第七條、第九條、第十一條、第十五條及び第十八條の規定は、公布の日から施行する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 施行日前に行われた療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為)

第十五条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下この条において「新高齢令」という。) 第十六條第一項

第一号ハ及びニ並びに第二号ハ及びニの規定による後期高齢者医療広域連合(高齢者の医療の確保に関する法律第四十八條に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。)の認定は、施行日前においても、新高齢令の規定の例によりすることができる。

附 則 (平成三一年一月二五日政令第一四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一月二九日政令第一六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、令和二年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年九月四日政令第二七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」という。) 第七條第一項の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が令和三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場合における当該所得の額の算定については、なお従前の例による。

2 新高齢者医療確保法施行令第十五條第一項(第六号に係る部分に限る。)の規定は、療養のあつた月が令和三年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四條

第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準額並びに同令第十四條の二第一項に規定する基準日(同令第十六條の四第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という。)の属する月が同月以後の場合における同令第十六條の二第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の介護合算算定基準額について適用し、療養の

あつた月が同年七月以前の場 合における当該高 額療養費算定基準額及び基準 日の属する月が同 月以前の場合にお ける当該介護合 算算定基準額に ついては、なお従 前の例による。

3 新高齢者医療確保法施行令第十八条第四項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び附則第三条の規定は、令和三年度以後の年度分の後期高齢者医療の保険料について適用し、令和二年 度以前の年度分の当該保険料につい ては、なお従前の例による。

附 則（令和二年九月三〇日政令第二九 九号）

この政令は、令和二年十月一日から施行す る。

附 則（令和二年二月二四日政令第三 八一号）抄

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行 する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一 部改正に伴う経過措置）

第五条 第一条の規定による改正後の高齢者の医 療の確保に関する法律施行令第七条第一項（第 一号に係る部分に限る。）の規定は、療養の給 付を受ける日の属する月が令和三年八月以後の 場合における高齢者の医療の確保に関する法律 （昭和五十七年法律第八十号）第六十七条第一 項第二号の規定による所得の額の算定、療養の あつた月が同月以後の場合における高齢者の医 療の確保に関する法律施行令第十四条第一項か ら第三項まで及び第五項の高額療養費算定基準 額、同令第十四条の二第一項に規定する基準日 （同令第十六条の四第一項の規定により基準日 とみなされる日を含む。以下この条において 「基準日」という。）の属する月が同月以後の場 合における同令第十六条の二第一項（同条第三 項において準用する場合を含む。）の介護合算 算定基準額並びに令和三年度以後の年度分の後 期高齢者医療の保険料について適用し、療養の 給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場 合における当該所得の額の算定、療養のあつた 月が同月以前の場合における当該高額療養費算 定基準額、基準日の属する月が同月以前の場合 における当該介護合算算定基準額及び令和二年 度以前の年度分の当該保険料については、なお 従前の例による。

附 則（令和三年九月二七日政令第二 七 一号）

（施行期日）
1 この政令は、令和四年四月一日から施行す る。

（経過措置）
2 この政令の施行前に高齢者の医療の確保に関 する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医 療保険等関連情報の提供の申出を行った者が同 法第十七条の二第二項の規定により納付すべき 手数料の額については、この政令による改正後 の第一条第一項の規定にかかわらず、なお従前 の例による。

附 則（令和三年一〇月二九日政令第三 〇三号）抄

第一条 この政令は、令和四年一月一日から施行 する。

（施行期日）
附 則（令和四年一月四日政令第一四 号）抄

第一条 この政令は、全世代対応型の社会保障制 度を構築するための健康保険法等の一部を改正 する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行 の日（令和四年十月一日）から施行する。た だし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一 部改正に伴う準備行為）
第二条 第一条の規定による改正後の高齢者の医 療の確保に関する法律施行令（次条第一項にお いて「新令」という。）第七条第一項から第三 項までの規定の施行のために必要な準備行為 は、この政令の施行の日前においても行うこと ができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条 第一項第二号の規定が適用される者の高額療養 費算定基準額の特例）
第三条 この政令の施行の日から令和七年九月三 十日までの間において全世代対応型の社会保障 制度を構築するための健康保険法等の一部を改 正する法律第五条の規定による改正後の高齢者 の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第 二号の規定が適用される者が受ける新令第十四 条第三項に規定する外来療養についての同項の 高額療養費算定基準額は、新令第十五条第三項 の規定にかかわらず、六千円と、新令第十四条 第三項各号に掲げる額を合算した額に係る当該 外来療養につき厚生労働省令で定めるところに より算定した当該外来療養に要した費用の額

（その額が三万円に満たないときは、三万円） から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得 た額（この額に一円未満の端数がある場合にお いて、その端数金額が五十銭未満であるとき は、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以 上であるときは、これを二円に切り上げた額） との合算額（その額が一万八千円を超えるとき は、一万八千円（高齢者の医療の確保に関する 法律施行令第十四条第二項に規定する七十五歳 到達時特例対象療養に係るものにあつては、そ の額が九千円を超えるときは、九千円）とす る。

2 前項の規定が適用される場合における高齢者 の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一 項の規定の適用については、「次の各号に掲げ る場合の区分に応じ、当該各号に定める額」と あるのは、「六千円と、第十四条第三項各号に 掲げる額を合算した額に係る同項に規定する外 来療養につき厚生労働省令で定めるところによ り算定した当該外来療養に要した費用の額（そ の額が三万円に満たないときは、三万円）から 三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額 （この額に一円未満の端数がある場合において、 その端数金額が五十銭未満であるときは、これ を切り捨て、その端数金額が五十銭以上である とときは、これを二円に切り上げた額）との合 算額（その額が一万八千円を超えるときは、一 万八千円）とする。

附 則（令和四年一月一九日政令第二九 号）
（施行期日）
1 この政令は、令和四年四月一日から施行す る。

（経過措置）
2 この政令による改正後の第十八条第一項及び 第二項の規定は、令和四年度以後の年度分の保 険料について適用し、令和三年度以前の年度分 の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和四年三月二二日政令第二 三 号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 第一条中地方税法施行令第四十八条の九の 三第一項の改正規定（「において」を「に

は」に改める部分を除く。）及び同条第三項 第一号の改正規定並びに同令附則第十八条の 四第四項及び第八項の改正規定並びに同令附 則第十八条の五の改正規定（同条第十項第四 号、第十一項第四号、第二十二項第五号及び 第二十四項第五号に係る部分を除く。）並び に第五条中租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する 法律施行令第二条の四の改正規定（同条第二 項の表第七条の十一並びに附則第四条第十 項第一号、第四条の二第九項第一号、第十八 条の五第七項第一号、第十八条の六第十二 項第一号及び第十八条の七の二第四項第一 号及び同条第四項の表第七条の十一並びに附 則第四条第十項第一号、第四条の二第九項第 一、第十八条の五第七項第一号、第十八条の 六第十二項第一号及び第十八条の七の二第 四項第一号の項中、「第十八条の五第七項第 一」を削る部分並びに同条第六項の表第四 十八条の五の二並びに附則第四条第十八項第 一、第四号の二第十七項第一号、第十八条の 五第十九項第一号、第十八条の六第二十八 項第一号及び第十八条の七の二第二十二項 第一号の項及び同条第八項の表第四十八条の 五の二並びに附則第四条第十八項第一、第二 十七項第一号、第十八条の五第十九項第 一、第十八条の六第二十八項第一号及び第 十八条の七の二第二十二項第一号の項中、「第 十八条の五第十九項第一号」を削る部分に限 る。）並びに附則第十一条の規定 令和六年 一月一日

附 則（令和四年八月一〇日政令第二 七 六号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年一月一八日政令第一〇 号）
（施行期日）
1 この政令は、令和五年四月一日から施行す る。

（経過措置）
2 この政令による改正後の規定は、令和五年度 以後の年度分の保険料について適用し、令和四 年度以前の年度分の保険料については、なお従 前の例による。

附 則（令和五年一〇月二〇日政令第三 〇七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、令和五年十一月一日から施行する。

(経過措置)

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が同法第十七条の二第一項の規定により納付すべき手数料の額については、第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和六年一月一七日政令第八号)

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(後期高齢者医療の保険料の算定に関する経過措置)

2 第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第一項及び第二項(同令附則第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年一月一七日政令第九号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年一月一七日政令第一〇号)

(施行期日)

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則 (令和六年一月一九日政令第二二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則 (令和六年三月三〇日政令第一五号)

(施行期日)

第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定(「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。)、第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第二十七条の規定 令和六年六月一日

別表 (第三条関係)

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。ロにおいて同じ。)がそれぞれ〇・〇七以下のもの

ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつⅠ／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの

二 両耳の聴力レベルが九〇デシベル以上のもの

三 平衡機能に著しい障害を有するもの

四 咀嚼の機能を欠くもの

五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

八 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

九 一上肢の全ての指を欠くもの

十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

十一 両下肢の全ての指を欠くもの

十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

十三 一下肢を足関節以上で欠くもの

十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの